

## OCHABI artgym ビジター(都度払い)プラン受講規約

### 第1条 (適応範囲)

本規約は、学校法人服部学園 OCHABI artgym (以下、「本学園」といいます。)のビジター(都度払い)プラン (以下、「本講座」といいます。)を対象とし、効力を生じます。

### 第2条 (受講資格)

本講座は中学生以上で、本規約に同意し申し込みした方が受講することができます。但し、受講者が未成年の場合は、親権者の同意が必要であり、親権者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

### 第3条 (受講の申し込み)

本講座の申し込みは、インターネットの本学園ホームページ記載の方法に従って行うものとします。

### 第4条 (受講契約の成立)

本講座の受講の申し込みの後、受講料の決済が完了した時点で受講契約が成立するものとします。

### 第5条 (受講料の額)

本講座の受講料の額は、別途定めるものとします。

### 第6条 (決済方法)

本講座の受講料の決済方法は EC サイトによる各種お支払いになります。

### 第7条 (受講料の返金)

受講者の都合による受講料の返金は一切いたしません。

### 第8条 (講座開催の中止)

天災や本学園起因による休講が生じた場合、本学園は既に受講申し込みのあった方に通知をし、講座の開催を中止することができます。その場合同一講座に振替えて出席することができるものとします。

### 第9条 (著作物)

本講座の受講において、受講者が受領したテキスト等の著作物(ノウハウ等を含め、以下「本著作物等」といいます。)に関する著作権及び、その他、知的財産権は本学園に帰属し、受講者が本学園から事前承諾を得ずに、これらを侵害する行為(次に掲げる行為を含むがこれに限られない。)を行うことを禁じます。

- (1) 本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等、インターネットを通じて公衆に送信する行為
- (2) 本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
- (3) 私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等をして第三者に配布する行為
- (4) その他、本著作物等の著作権及び知的財産権を侵害する行為

#### 第 10 条 (肖像権)

受講者は、本講座を受講するにあたり、本学園固有の講座、イベント、その他活動内容について記録媒体にて撮影することがあります。また、撮影された記録媒体については、本学園の活動に関わる範囲での利用をするものとします。但し、受講者からの削除依頼があった場合は双方協議のうえ、対応を検討するものとします。

#### 第 11 条 (秘密保持)

受講者は、本講座を受講するにあたり、本学園によって開示された本学園固有の技術上、営業上、その他、事業の情報並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーにかかわる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁じます。

#### 第 12 条 (遵守事項)

受講者は、本講座を受講するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 本学園及び講師の指示に従うこと及び、他の受講者の迷惑になるような行為、言動等  
をしないこと
- (2) 本講座の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果  
について、本学園及び講師に一切の責任を求めないこと
- (3) 他の受講者に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、  
その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘（これらの勧誘とみなされる一  
切の行為を含む）を行わないこと
- (4) 本講座の内容につき、録音又は録画しないこと

#### 第 13 条 (受講資格の失効)

次に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、本講座の受講資格を失効し、その後、当該講座並びに本学園の如何なる講座の受講もできなくなります。また、失効した場合においても、受講料の返金は一切しません。

- (1) 本規約又は法令に違反した場合
- (2) 本学園の同意なく、講座の内容を第三者に開示した場合
- (3) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつく恐れのある行為を行った場合
- (4) 本学園の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を侵害した場合
- (5) 本学園又は本学園の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (6) 本講座の受講申し込みその他本学園に伝えた情報に虚偽の内容がある場合
- (7) 本学園の事業活動を妨害する等により本学園の事業活動に悪影響を及ぼした場合

#### 第 14 条 (地位の譲渡)

本講座の受講者の地位を第三者に譲渡することを禁じます。また、受講者が死亡した場合、受講資格は失われるものとし、地位の承継は一切できません。

#### 第 15 条 (損害賠償)

受講者は、本規約及び法令の定め違反したことにより、本学園及び講師等を含む第三者

に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第 16 条 (免責事項)

本講座の遅滞、変更、中断、中止、情報等の流失又は消失その他本講座に関連して発生した受講者又は第三者の損害について、本学園は一切の責任を負わないものとします。

第 17 条 (条項等の無効)

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

第 18 条 (協議事項)

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議のうえ、円滑に解決を図るものとします。

以上